

基本報酬 (連携型)	要介護	単位数	1回あたりの 利用料 (円)	ご利用者負担金 (円)		
				1割	2割	3割
	要介護 1	5697	56970	5697	11394	17091
	要介護 2	10168	101680	10168	20336	30504
	要介護3	16883	168830	16883	33766	50649
	要介護 4	21357	213570	21357	42714	64071
	要介護 5	25829	258290	25829	51658	77487

加算・減算の種類

加算減算の種類	加算の要件	単位数	ご利用者負担金	
			(1割の場合：円)	
初期加算 (1日)	利用開始日30日の間加算及び30日を超える入院等の後に利用を再び再開した場合。	30	30	
総合マネジメント体制強化加算 (1月)	総合的に利用者の在宅生活の継続を支援する為に、計画作成責任者、看護師、介護職その他の関係者が日常的に共同して行う調整や情報共有等の取り組みを行った場合	1000	1000	
生活機能向上連携加算 (I) (1月)	理学療法士等からの助言を受けることが出来る体制を構築し助言を受けたうえで計画作成責任者が生活機能の向上を目的とした計画を作成した場合	100	100	
生活機能向上連携加算 (II) (1月)	理学療法士等が自宅を訪問し身体状況等の評価を共同して行う事。計画作成責任者が生活機能の向上を目的とした計画を作成	200	200	
サービス提供体制強化加算 (I) (1月)	介護福祉士の割合が60%又は介護福祉士、または勤続10年以上介護福祉士25%以上	750	750	
サービス提供体制強化加算 (II) (1月)	介護福祉士の割合が40%又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修修了者の合計が60%以上	640	640	
サービス提供体制強化加算 (III) (1月)	介護福祉士が30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修修了者の合計が50%以上又はまたは常勤職員60%以上または勤続7年以上の者が30%以上	350	350	
認知症専門ケア加算 (I) (1月)	認知症実践リーダー研修修了者を、認知症高齢者日常生活自立度Ⅲ以上の者が20未満の場合は1人以上、20人以上の場合は1に、対象者数が19を超えて10または端数を増すごとに1を加えて得た数以上の配置し専門的な認知症ケアを実施。・事業所従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項伝達または技術的指導に係る会議を定期開催。	90	90	
認知症専門ケア加算 (II) (1月)	(I)の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1人以上配置し、事業所全体の認知症ケア指導などを実施。・介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施または実施予定。	120	120	
介護職員処遇改善加算 (I)	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た場合 (介護度別サービス利用料金及び該当する加算を加えた額の13.7%相当の加算)			
介護職員処遇改善加算 (II)	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た場合 (介護度別サービス利用料金及び該当する加算を加えた額の10.0%相当の加算)			
介護職員処遇改善加算 (III)	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た場合 (介護度別サービス利用料金及び該当する加算を加えた額の5.5%相当の加算)			
介護職員特定処遇改善加算 (I)	介護度別サービス利用料金及び該当する加算を加えた額に1000分の63に相当する単位数			
介護職員特定処遇改善加算 (II)	介護度別サービス利用料金及び該当する加算を加えた額に1000分の42に相当する単位数			
同一建物内減算 1 (1月)	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	-600	-600	
同一建物内減算 2 (1月)	事業所と同一建物の利用者50名以上にサービスを行う場合	-900	-900	
通所介護利用時減算 (1回) 通所介護をご利用した日	要介護 1		-62	-62
	要介護 2		-111	-111
	要介護 3		-184	-184
	要介護 4		-233	-233
	要介護 5		-281	-281